



2023年8月3日

各 位

会 社 名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮地 広志
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 取締役 CFO 川上 元樹
(TEL 03-6435-7130 (代表))

株式会社コムニコとの協業(代理店契約)に関するお知らせ

当社は、SNS マーケティングの総合代理店株式会社コムニコ（本社：東京都港区、代表取締役社長：長谷川 直紀、以下「コムニコ様」と言います。）と協業し、フォロワーの獲得からファンの育成までワンストップで行う『SNS ファン育コミュニティ』を2023年8月から提供開始すること（以下、「本件協業」と言います。）を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。本来であれば本件協業を行うことを決定した7月31日までに開示すべきところ、開示が遅延したことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件協業の概要

コムニコ様はクライアント企業・団体の SNS 運用代行やコンサルティングを1,800件以上(2013年4月から2023年3月までの累計)行った実績を持っており、当社とコムニコ様は双方の強みを生かし俯瞰的な視点からユーザーとのコミュニケーションを支え、企業のマーケティング活動に貢献いたします。

2. 本件協業を決定した理由

当社は「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げて、ファンの育成や活性化を目的とした中長期のマーケティングコミュニケーション支援を様々な企業に提供してきました。設計し運用してきたファンコミュニティの実績は、200ブランド以上・累計240万人にも及びます。

顧客の新規獲得からファン化、ファンコミュニティの形成、その後ロイヤル化していくにあたって、多くの企業にとって SNS は欠かせない存在となりつつあります。一方で、企業の公式 SNS アカウント運用において、今後どのようにユーザーとのコミュニケーションの成長・活性化していけばいいのか、アイデアや手法を模索している企業のマーケティング担当者も数多くいらっ

しゃいます。そこで、ファンの育成・組織化、活性化・ロイヤル化を得意とする当社が、SNS 運用代行など SNS マーケティング支援事業を行う株式会社コムニコ様と協業し、新サービス『SNS ファン育コミュニティ』を開発するにいたりました。

3. 『SNS ファン育コミュニティ』サービスの概要

SNS アカウント運用で認知獲得から好意醸成しつつ、そのアカウント上でファンコミュニティ参加募集や候補者のリストアップ・スカウトを実施。対象商材の利用状況やブランド好意度・参加意欲の把握も兼ねたコミュニティ参加登録フォームを経ることで、ファンの個別データの取得と分析を行います。これをもとに、ファンコミュニティの実施目的に沿った戦略の立案・施策実施・運用、効果測定までを、一気通貫して実施することが可能となります。SNS 運用・ファンコミュニティ運用のそれぞれのスペシャリストである2社がタッグを組むことで、ファンコミュニティで発生した UGC やファンの声を、SNS 運用のコミュニケーションや投稿コンテンツに活用・還元していく『ファン育サイクル』をシームレスに実現していきます。

(『SNS ファン育コミュニティ』サービス セミナーのお知らせ)

当社はコムニコ様と協業し、『SNS ファン育コミュニティ』の考え方や実践方法について、2社による共催セミナー（オンライン）を開催いたします。

8月23日（水）12：00～13：00 オンライン開催（ZOOM 利用）

セミナーお申込み URL：<https://agilemedia.jp/seminar/230823.html>

4. コムニコ様の概要

①	名 称	株式会社コムニコ
②	所 在 地	東京都港区虎ノ門四丁目1番13号 プライムテラス神谷町9階
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長谷川 直紀
④	事 業 内 容	ソーシャルメディアマーケティング事業 インフルエンサーマーケティング事業 サービス開発事業
⑤	資 本 金	18,000 千円（資本準備金含む）
⑥	設 立 年 月 日	2008 年 11 月
⑦	決 算 期	10 月
⑧	出 資 比 率	株式会社ラバブルマーケティンググループ：100%
⑨	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資 本 関 係	当社及び当社グループとコムニコ様及びコムニコ様の関係会社との間には、該当する関係はありません。
	人 的 関 係	当社及び当社グループとコムニコ様及びコムニコ様の関係

	会社との間には、該当する関係はありません。
取引関係	当社とコムニコ様との間で代理店契約を締結する予定です。

5. 今後の見通し

本件協業による当社の連結業績に与える影響はないと見込んでおりますが、受注及び代理店手数料の支払により開示の必要性が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上